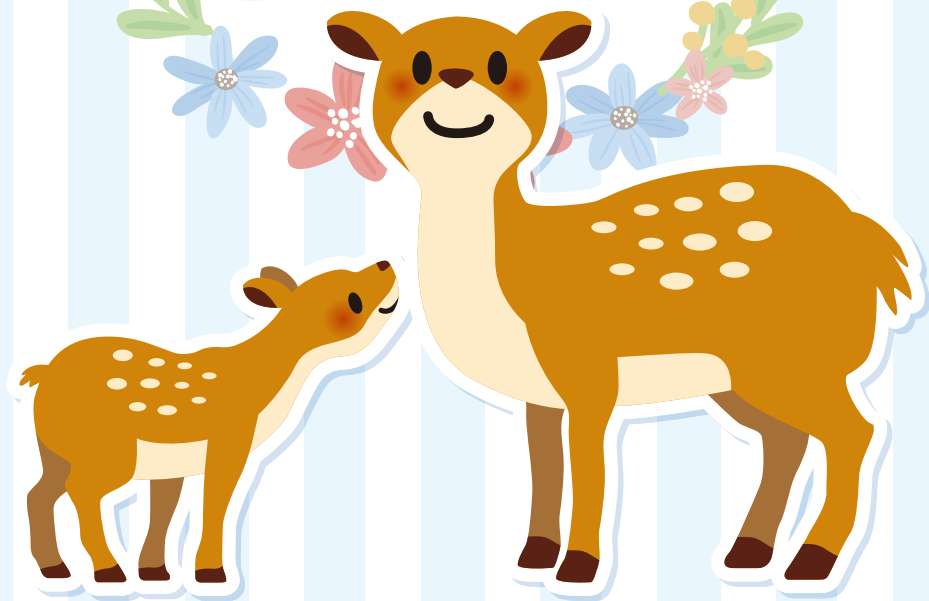


ひとり親 家庭の

ハンドブック



大分県



このハンドブックでは、ひとり親家庭向けのさまざまな支援制度を紹介しています。
わからないことがあれば、ひとりで悩まず、各窓口にご相談ください。

ひとり親家庭(母子家庭・父子家庭)

次のいずれかに該当する方で、20歳未満の子どもを扶養している家庭

- ・ 配偶者と死別した方
- ・ 配偶者と離婚した方
- ・ 配偶者の生死が不明な方
- ・ 配偶者から遺棄されている方
- ・ 配偶者が海外にいるか拘禁されているため、その扶養を受けられない方
- ・ 配偶者が心身の障がいのため長期にわたって働けない方
- ・ 婚姻によらないで母（父）となった方

かふ 寡婦

かつて母子家庭の母であった方で、子どもが成人したのち、なお配偶者のない状態にある方

目次

● 困った時の相談窓口	
・ 大分県母子・父子福祉センター	5
・ 婦人相談所	6
・ 母子・父子自立支援員	6
● 手当等のこと	
・ 児童手当	7
・ 児童扶養手当	8
・ 特別児童扶養手当	10
・ ひとり親家庭医療費の助成	11
・ 子ども医療費の助成	12
● 貸付制度のこと	
・ 母子・父子・寡婦貸付金	13
・ 生活福祉資金貸付制度	15
・ 住宅支援資金貸付制度	16
● 就労のこと	
・ 母子家庭等自立支援給付金	17
・ 大分県母子家庭等就業・自立支援センター	18
● 就学援助制度	
・ 小中学生・高校生等を対象とした支援制度	19
● 奨学金	
・ 日本学生支援機構	21
・ 大分県奨学会	23
● その他	
・ 放課後児童クラブ	25
・ 子ども食堂	25
・ 一時預かり・短期入所生活援助事業	26
● 資料編	27
● 問い合わせ先	29

ひとり親家庭や子育てのための制度

子どもの年齢	0歳	~6歳	~12歳	~15歳	~18歳	18歳~
学校	就学前		小学校	中学校	高等学校	大学等
手 当	児童手当 P7					
	児童扶養手当 P8					
	特別児童扶養手当 P10					
医療費	子ども医療費助成 P12					
	ひとり親家庭医療費助成 P11					
助成・貸付	母子・父子・寡婦福祉資金貸付金 P13					
	生活福祉資金貸付制度 P15					
			就学援助 P19		奨学金 P21	

※制度ごとに年齢条件が違いますので、20歳未満であっても対象とならない場合があります。
くわしくは各窓口へお問い合わせください。（29ページをご覧ください。）

困った時の相談窓口



ひとり親になり、不安でいっぱいです。お金のこと、就労のこと、子どもや自分自身のこと。どこに相談したら良いですか？

大分県母子・父子福祉センター

ひとり親家庭の皆さんからの生活相談や就労相談に、専任の相談員が面接や電話・メールにより応じています。

また、弁護士の先生による無料の法律相談も実施しています。

「まだひとり親じゃないけど、制度を色々知っておきたい」「子どもの養育費について弁護士の先生に相談したい」「生活が安定しない」等、秘密は厳守しますので、お気軽にご相談ください。

開館日時 平 日 8時30分～18時
月曜・日曜 8時30分～17時

休館日 土曜・祝日

所在地 大分市大津町2丁目1-41
大分県総合社会福祉会館3階

電話 097-552-3313

メール info@oita-boshikafu.jp



父子家庭のお父さんの
相談も承っています



母子・父子センターHP

チャットボットにて必要な情報を取得することもできます

※上記QRコードからお入りください。



給付金



奨学金



相談窓口

大分県公式LINEアカウントからも相談できます

「結婚・妊娠・子育て」

→「ひとり親チャット相談」

→「ひとり親家庭の方向けのチャット相談はこちら」

→相談員に相談しますか。で「はい」を選択



※相談中はブラウザバックをしないでください。

※LINEアプリの「友だち検索」のID検索画面で「@oitapref」で検索して追加。

無料法律相談



女性弁護士による無料法律相談を実施しています。
毎月1～2回、13時～17時（※事前予約が必要です）

離婚前相談

養育費

面会交流

雇用問題

D V

消費者問題

母子・父子自立支援員

市のひとり親家庭等担当課では、母子・父子自立支援員が、ひとり親家庭や寡婦の皆さんからの様々な相談をお受けしています。お気軽にご相談ください。



婦人相談所について教えてください。

婦人相談所

婦人相談所では、女性から発信されるさまざまな問題について、電話相談や来所相談を行っています。相談は無料です。また、秘密は固く守ります。

電話相談 相談専用電話 **097-544-3900**

月曜～金曜 9時～21時

休 日 13時～17時及び18時～21時

来所相談（月曜～金曜 9時～17時）

緊急の場合を除き予約制です。

あらかじめ電話（097-544-3900）で相談日時を予約してください。



手当等のこと



手当について教えてください。

児童手当

中学校卒業まで（15歳の誕生日後の最初の3月31日まで）の児童を養育している方に支給されます。

【支給額】

児童の年齢	手当の額（1人当たり月額）
3歳未満	一律 15,000円
3歳以上 小学校修了前	10,000円 (第3子以降は15,000円)
中学生	一律 10,000円
特例給付（所得制限限度額以上 所得上限限度額未満）	一律 5,000円

※「第3子以降」とは、高校卒業までの養育している児童のうち、3番目以降をいいます。

【支給時期】

原則として、6月、10月、2月にそれぞれ前月分までの手当を支給します。

詳しくは、お住まいの市町村児童手当担当課へ、
公務員の方は勤務先へお問い合わせください。



児童扶養手当

18歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある児童（一定の障がい有する場合は20歳未満）を養育しているひとり親家庭の母または父などに支給されます。

【対象者】

- 支給要件に該当する児童を監護する母
- 支給要件に該当する児童を監護する父
- 父母以外の者で支給要件に該当する児童を養育している養育者

【支給要件】

- 父または母が婚姻を解消した児童
- 父または母が死亡した児童
- 父または母が政令で定める程度の障がいの状態にある児童
- 父または母の生死が明らかでない児童
- 父または母が引き続き1年以上遺棄している児童
- 父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童
- 母が婚姻によらないで懐胎した児童

【支給制限】

次のいずれかに該当する場合は、上記の要件に該当していても手当は支給されません。

- 国内に住所がない場合
- 請求者および同居の家族の方の前年所得が一定額以上の場合
- 請求者および児童が公的年金を受けられることができる場合
（公的年金額が手当額より低いときは、差額を支給される場合があります）
- 対象児童が児童福祉施設等に入所している場合
- 里親に委託されている場合
- 児童が父または母の配偶者（事実上の婚姻関係にある者も含む）に養育されている場合

※母（父）に対する手当は、支給開始月から5年または支給要件に該当した月から7年を経過した時は、手当額が減額になることがあります。

【手当月額】

(令和5年4月から適用)

支給区分	全部支給	一部支給
児童1人	月額44,140円	月額(所得に応じて決定) 10,410円~44,130円
児童2人	月額10,420円加算	月額(所得に応じて決定) 5,210円~10,410円加算
児童3人以上 (児童1人につき)	月額6,250円加算	月額(所得に応じて決定) 3,130円~6,240円加算

【支給時期】

原則として1月、3月、5月、7月、9月、11月にそれぞれ前月までの手当が支給されます。

(例) 5月支給分=当年3、4月分の計2ヶ月分

詳しくは、市町村児童扶養手当担当課までお問い合わせください。

JR通勤乗車券の割引制度

児童扶養手当の受給者およびその方と同一世帯の方が、JRの通勤定期乗車券を購入する場合、およそ3割引で購入できます。

※他の割引制度(学割など)との併用はできません。

詳しくは、市町村児童扶養手当担当課までお問い合わせください。



特別児童扶養手当

身体や精神に中度以上の障害を有する20歳未満の児童の父もしくは母、または父母に代わって児童を養育している方に支給されます。

【支給制限】

次のいずれかに該当する場合は、手当は支給されません。

- 対象児童が日本国内に住所を有していない場合
- 対象児童が障害を事由とする公的年金を受給できる場合
- 対象児童が児童福祉施設等に入所している場合
- 受給者もしくはその配偶者または扶養義務者の前年の所得が一定額以上の場合

【手当月額】（令和5年4月から適用）

1級該当児童1人につき	53,700円
2級該当児童1人につき	35,760円

【支給時期】

原則として、4月、8月、11月にそれぞれ前月までの手当が支給されます。

（例）8月支給＝4月～7月の計4ヶ月分

詳しくは、市町村特別児童扶養手当担当課まで
お問い合わせください。



ひとり親家庭医療費の助成

ひとり親家庭の親とその児童、または父母のいない児童が健康保険により医療機関を受診した場合、医療費の自己負担額の一部を、県と市町村が助成しています。

事前に受給資格の認定が必要です。お住まいの市町村ひとり親家庭医療費担当課にお問い合わせください。

【助成対象者】

18歳の年度末までにある児童を監護しているひとり親家庭の親とその児童、または父母のいない児童

※所得制限により対象とならない場合があります。

【県の助成内容】

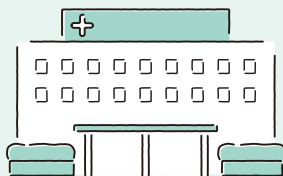
医療保険各法に規定する保険給付を受ける者が負担すべき額から、下記の一部負担金を除いた額を助成します。ただし、入院時食事療養費、入院時生活療養費は対象となりません。

ひとり親家庭等医療費助成事業における一部自己負担金（医療機関ごと）

※医療機関等窓口にてお支払いください。

種別	親	児童
通院	500円/回 負担上限:月4回(最大2,000円まで)	無料
入院	500円/回 負担上限:月14日(最大7,000円まで)	無料
薬局	無料	無料

※医療機関等を受診する際は、受給資格者証を毎回提示してください。



子ども医療費の助成

大分県では、子どもの傷病の早期治療を促進し、子育て世帯の経済的な負担を軽減するため、医療費の自己負担額の一部を助成しています。

【助成対象者】

大分県内に住所を有する子どものうち

未就学児：入院・通院医療費

小・中学生：入院医療費

【県の助成内容】

医療保険各法に規定する保険給付を受ける者が負担すべき額から、下記の一部自己負担金を除いた額を助成します。ただし、入院時の食事療養基準負担額は対象となりません。

子ども医療費助成事業における一部自己負担金（医療機関ごと）

入院	1日 500円 負担上限：月 14日
通院	1日 500円まで 負担上限：3歳未満は月2回、3歳以上は月4回

市町村によって助成内容や手続きが異なりますので、詳しくはお住まいの市町村子ども医療費担当課にお問い合わせください。



貸付制度のこと



ひとり親が利用できる貸付はありますか？

母子・父子・寡婦福祉資金貸付金

母子家庭、父子家庭、寡婦の方の生活の支援やお子さんの福祉を推進することを目的とした貸付制度です。

大分県母子・父子・寡婦福祉資金貸付金一覧表 (令和5年3月末時点)

資金種類	対象	貸付限度額	貸付期間
修学	母子・父子家庭の児童、寡婦が扶養する子、父母のいない児童	別表のとおり	修学期間中
技能習得	母子・父子家庭の親、寡婦	月額 68,000円 (特別な事情がある場合(12月相当)816,000円) (自動車運転免許 460,000円)	習得期間中 5年以内
修業	母子・父子家庭の児童、寡婦が扶養する子、父母のいない児童	月額 68,000円 (自動車運転免許 460,000円)	習得期間中 5年以内
就職支度	母子・父子家庭の親、寡婦 母子・父子家庭の児童、 父母のいない児童	100,000円 (通勤用自動車購入加算 230,000円)	
生活	母子・父子家庭の親、寡婦	知識技能習得中 月額 141,000円 (物価の影響(3月相当) 423,000円) その他 月額 105,000円 (生活中心者でない場合、扶養する子のない寡婦の場合 月額 70,000円) (7年未満の母子・父子家庭 月 105,000円 計252万円以内) (養育費取得のための裁判費用(12月相当) 1,260,000円) (物価の影響(3月相当) 315,000円)	知識技能習得中 3年以内 7年未満の 母子・父子家庭 医療介護受給中 1年以内 失業期間中 1年以内
就学支度	母子・父子家庭の児童、寡婦が扶養する子、父母のいない児童	別表のとおり	

修学資金貸付限度額（月額）一覧表（前年所得682万円以内の場合）（令和5年3月末時点）

単位：円

学校等種別			学 年				
			1年	2年	3年	4年	5年
高等学校 専修学校(高等課程)	国公立	自 宅	27,000	27,000	27,000		
		自宅外	34,500	34,500	34,500		
	私 立	自 宅	45,000	45,000	45,000		
		自宅外	52,500	52,500	52,500		
高等専門学校	国公立	自 宅	31,500	31,500	31,500	67,500	67,500
		自宅外	33,750	33,750	33,750	76,500	76,500
	私 立	自 宅	48,000	48,000	48,000	98,500	98,500
		自宅外	52,500	52,500	52,500	115,000	115,000
専修学校 (専門課程)	国公立	自 宅	67,500	67,500			
		自宅外	78,000	78,000			
	私 立	自 宅	89,000	89,000			
		自宅外	126,500	126,500			
短期大学	国公立	自 宅	67,500	67,500			
		自宅外	96,500	96,500			
	私 立	自 宅	93,500	93,500			
		自宅外	131,000	131,000			
大学	国公立	自 宅	71,000	71,000	71,000	71,000	
		自宅外	108,500	108,500	108,500	108,500	
	私 立	自 宅	108,500	108,500	108,500	108,500	
		自宅外	146,000	146,000	146,000	146,000	
大学院	修士課程	132,000	132,000	183,000			
	博士課程	183,000	183,000				
専修学校(一般課程)		51,000	51,000				

※前年所得が682万円を超える場合は別途ご相談ください。

就学支度資金貸付限度額一覧表（令和5年3月末時点）

単位：円

学校等種別			限度額
小 学 校			64,300
中 学 校			81,000
高等学校 専修学校(高校課程・一般課程)	国公立	自 宅	150,000
		自宅外	160,000
	私 立	自 宅	410,000
		自宅外	420,000
大学 短期大学 高等専門学校 専修学校(専門課程)	国公立	自 宅	410,000
		自宅外	420,000
	私 立	自 宅	580,000
		自宅外	590,000
大学院	国公立	修士課程	380,000
	私 立		590,000
	国公立	博士課程	380,000
	私 立		590,000
修業施設 (厚生労働大臣が定める施設)	中卒者	自 宅	150,000
		自宅外	160,000
	高卒者	自 宅	272,000
		自宅外	282,000

※小学校及び中学校の就学支度資金については、入学する児童を扶養している配偶者のない女子であって所得税が課されていない場合等に限る。

お問い合わせ先

貸付に関するご相談は、お住まいの地域の市役所母子・父子福祉担当課または県保健所地域福祉室までご連絡ください。申請から貸付金交付までは、通常で1ヶ月半程かかります。お早めにご相談ください。

生活福祉資金貸付制度

低所得者や高齢者、障がい者の生活を経済的に支えるとともに、その在宅福祉および社会参加の促進を図ることを目的とした貸付制度です。

生活福祉資金一覧表 (令和5年3月末時点)

資金の種類		貸付条件				
		貸付限度額	据置期間	償還期限	貸付利率	
総合支援資金(注)	生活支援費	・生活再建までの間に必要な生活費用	(二人以上) 月20万円以内 (単身) 月15万円以内 ・貸付期間：原則3月 最長12月以内(延長3回)	最終貸付日から6月以内	据置期間経過後 10年以内	連帯保証人あり 無利子
	住居入居費	・敷金、礼金等住宅の賃貸契約を結ぶために必要な費用	40万円以内	貸付けの日 (生活支援費とあわせて貸し付けている場合は、生活支援費の最終貸付日)から6月以内		連帯保証人なし 年利1.5%
	一時生活再建費	・生活を再建するために一時的に必要なかつ日常生活費で賄うことが困難である費用	60万円以内			
福祉資金	福祉費	・生業を営むために必要な経費 ・技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費 ・住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費 ・福祉用具等の購入に必要な経費 ・障がい者用の自動車の購入に必要な経費 ・負傷又は疾病の療養に必要な経費及びその療養期間中の生計を維持するために必要な経費 ・介護サービス、障がい者サービス等を受けるのに必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費 ・災害を受けたことにより臨時に必要なとなる経費 ・冠婚葬祭に必要な経費 ・住居の移転、給排水設備等の設置に必要な経費 ・就職、技能習得等の支度に必要な経費 ・その他日常生活上一時的に必要な経費 等	580万円以内 ※資金の用途に応じて上限目安額を設定	貸付けの日 (分割による交付の場合には最終貸付日)から6月以内	据置期間経過後 20年以内	連帯保証人あり 無利子 連帯保証人なし 年利1.5%
	緊急小口資金(注)	・緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に貸し付ける少額の費用	10万円以内	貸付けの日から2月以内	据置期間経過後 12年以内	無利子
教育支援資金	教育支援費	・低所得世帯に属する者が高等学校、大学又は高等専門学校に就学するのに必要な経費	(高校)月3.5万円以内 (専専)月6万円以内 (短大)月6万円以内 (大学)月6.5万円以内 ※特に必要と認める場合は、上記各限度額の1.5倍まで貸付可能	卒業後 6月以内	据置期間経過後 20年以内	無利子
	就学支度費	・低所得世帯に属する者が高等学校、大学又は高等専門学校への入学に際し必要な経費	50万円以内			

(注) 総合支援資金および緊急小口資金については、既に就職が内定している場合等を除いて生活困窮者自立支援制度における自立相談支援事業の利用が貸付の要件となります。

※貸付にあたっては、各都道府県社協によって定められている審査基準により審査・決定されます。

お問い合わせ先 市町村社会福祉協議会

住宅支援資金貸付制度

母子・父子自立支援プログラムを策定し、就労に意欲的に取り組むひとり親の方へ住宅支援資金の貸付を行う制度です。

【貸付対象者について】

以下の①と②の両方に該当する方

- ①大分県内にお住まいの児童扶養手当を受給している方または所得が児童扶養手当支給水準の方
- ②「母子・父子自立支援プログラム」の策定を受けている方

【貸付額等について】

貸付額：月額上限40,000円（入居している住宅の家賃実費）

貸付期間：最大12ヶ月

利 息：無利子

【返還免除について】

下記の①または②に該当する場合、償還を一括して免除します。

- ①現に就業をしていない方が、貸付から1年以内に就職をし、1年間就労を継続したとき
- ②現に就業している方が、貸付から1年以内に母子・父子自立支援プログラム策定時より高い所得が見込まれる転職等をし、1年間就労継続をしたとき

【お問い合わせ】

まずは、プログラム策定について、以下にご相談ください。

- 「母子・父子自立支援プログラム」の策定について
大分県母子家庭等就業・自立支援センター（大分市大津町2-1-41）
TEL：097-552-3313 MAIL：info@oita-boshikafu.jp

※以下市でもプログラムの策定ができます。ご相談ください。

臼杵市、竹田市、豊後高田市、宇佐市、豊後大野市、由布市

- 「住宅支援資金貸付」の申請書や手続について
社会福祉法人大分県社会福祉協議会（大分市大津町2-1-41）
TEL：097-558-7701

就労のこと



資格取得を考えています。何か利用できる制度はありますか。

自立支援教育訓練費給付金（令和5年3月末時点）

ひとり親の方が、職業能力開発のために教育訓練の講座を受講したときに、教育訓練に要した経費の6割（上限20万円）等を給付します。

- 対象者
ひとり親の方

高等職業訓練促進給付金等（令和5年3月末時点）

ひとり親の方が、就職に有利で生活の安定に役立つ資格を取得するため学校等で1年以上修学するときに、修学する全期間（上限48ヶ月）の生活費を給付します。また、修学が終了した時点で修了支援給付金を給付します。

- 対象資格
看護師、准看護師、保育士、介護福祉士、作業療法士、理学療法士、
歯科衛生士、美容師、社会福祉士、製菓衛生師、調理師など
- 対象者
ひとり親の方

お問い合わせ先

- 東部保健所地域福祉室（姫島村・日出町にお住まいの方）
0977-72-2327
- 西部保健所地域福祉室（九重町・玖珠町にお住まいの方）
0973-72-9522

市部にお住まいの方は、市によって取扱いが異なりますので、市役所ひとり親家庭担当課にお問い合わせください。

※ひとり親家庭高等職業訓練促進資金（入学準備金、就職準備金）の貸付もあります。



就職活動について、どこか相談ができる場所はありますか？

大分県母子家庭等就業・自立支援センターでは、ひとり親の方、寡婦の方を対象に、就業相談、就業情報の提供、職業あっせんなど、一貫した就業支援サービスの提供を行っています。

遠方の方には自宅への訪問も行っていますので、ぜひお気軽にご相談ください。

開館日時 平 日 8時30分～18時
月曜・日曜 8時30分～17時

休館日 土曜・祝日

所在地 大分市大津町2丁目1-41
大分県総合社会福祉会館3階

電話 097-552-3313



母子・父子センターHP

就職活動に
同行して欲しい

就職活動中、
子どもを預けられる場所
が知りたい

働きやすい企業
を知りたい

病児保育施設
を知りたい



就学援助制度



他に利用できる就学援助はありますか？

小・中学生を対象とした支援制度

就学援助制度

経済的理由により小学校・中学校への就学が困難な児童生徒を対象に、学用品費、学校給食費、医療費など、学校生活にかかる費用の一部を援助する「就学援助」を行っています。

援助の内容や、申し込みの手続は、各市町村によって異なります。

お問い合わせ先 お住まいの市町村教育委員会・お子さんが在籍する学校

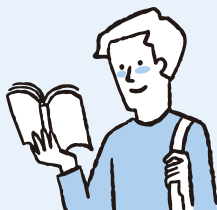
私立小・中学生対象の家計急変世帯支援事業

私立の小学校、中学校に通っている児童生徒が対象です。

学校入学後に保護者の失職・倒産等により家計が急変し、年収約400万円未満かつ資産700万円以下となった世帯を対象に、年額最大33.6万円を支援します。(学校が代理受領し、授業料が減額されます。)

お問い合わせ先 大分県生活環境部私学振興・青少年課

097-506-3079



高校生を対象とした支援制度

高校生等奨学給付金制度

生活保護受給世帯および住民税所得割非課税世帯を対象に、授業料以外の教育費（教科書費、教材費など）の一部を、県から直接保護者に支払います。

高校生等就学支援金制度

世帯所得の状況に応じて、授業料の全額あるいは一部を支援する制度です。原則、学校が生徒に代わって受け取り、授業料に充当されます。

お問い合わせ先

お子さんが在籍する学校 または

公立高校：大分県教育庁教育財務課

097-506-5454

私立高校：大分県生活環境部私学振興・青少年課

097-506-3077

大学生等への修学支援

大学等における修学の支援に関する法律に基づき、認定を受けた大学・短期大学・高等専門学校・専門学校の入学生や在校生のうち、一定の条件を満たす方は、給付型奨学金の支給や入学金・授業料の減免措置を受けられます。

詳しくは、各学校へお問い合わせください。

または、文部科学省特設ホームページ（「学びたい気持ちを応援します」）をご覧ください。



文部科学省「学びたい気持ちを応援します」HP

奨学金



様々な団体の奨学金がありますが、ここでは身近な「日本学生支援機構（JASSO）」と「大分県奨学会」をご紹介します。

「日本学生支援機構」奨学金

給付型奨学金

住民税非課税世帯およびそれに準じる世帯の人を対象とした原則返還不要の給付型の奨学金です。

【対象者】

大学・短期大学・高等専門学校（4～5年）・専修学校（専門課程）に在学する生徒

学力基準	家計基準 (①と②のいずれにも該当する必要があります)
① 申込時までの高校等の成績の平均が5段階評価で3.5以上	① 収入基準(年額) 4人世帯の場合 第Ⅰ区分 家計収入 271万円以下 (非課税世帯) 第Ⅱ区分 家計収入 年額303万円以下 第Ⅲ区分 家計収入 年額378万円以下
② ①に該当しない場合、将来、社会で自立し、及び活躍する目標を持って、進学しようとする大学等における学修意欲を有すること。	② 資産基準 奨学金申込者本人と生計維持者(2人)の資産額の 合計が2,000万円未満 (生計維持者が1人のときは1,250万円未満)であること。

支給金額については27ページをご覧ください。

貸与型奨学金

日本の大学生の2.7人に1人が利用している国の奨学金制度です。
卒業後、返還する必要があります。

【対象者】

大学・短期大学・高等専門学校・専修学校（専門課程）および大学院に在学する生徒

貸与型奨学金には「第一種奨学金」と「第二種奨学金」の2種類があり、
基準が異なります。

● 第一種奨学金（無利息）

学力基準	家計基準の目安 【4人世帯の場合】
申込時までの高校等の成績の平均が5段階評価で 3.5以上	家計収入（年額）が 747万円以下

※住民税非課税世帯・生活保護受給世帯の学生または、児童養護施設入所者については緩和された基準が適用されます。

● 第二種奨学金（利息付）

学力基準	家計基準の目安 【4人世帯の場合】
次のいずれかに該当すること ①申込時までの高校等の成績が学校の平均水準以上であること ②特定の分野において特に優れた資質能力を有すると認められること ③学修意欲があり学業を確実に修了できる見込みがあると認められること	家計収入（年額）が 1,100万円以下

貸与金額については、27ページを参照してください。

【奨学金の返還について】

返還は卒業後7ヶ月目から始まり、毎月、口座から引き落とされます。

病気・災害・経済困難などで返還が難しくなった時には、救済制度もあります。救済制度の利用には願い出が必要なので、返還に困ったら奨学金相談センターに相談してください。

お問い合わせ先

日本学生支援機構 奨学金相談センター

0570-666-301

※手続のスケジュール等については在学する学校の奨学金窓口までご確認ください。

「大分県奨学会」奨学金

高等学校等・大学・短期大学の在学者を対象に無利子の奨学金を貸与します。

〈高等学校〉

高等学校等奨学金・入学支度金

(※入学支度金は入学時1回のみのお貸与です。)

【対象者】

- ①保護者等が県内に住所を有する者
- ②優秀で勉学意欲がありながら経済的理由により修学が困難な者

学力基準	家計基準
中学校または高等学校等における学力 評定平均値が定められた値以上	保護者の所得金額が当奨学会の定める 基準額以下であること

※但し、次の世帯の生徒は学力の基準を適用しません。

- 生活保護世帯
- 市町村民税が非課税または減免世帯
- 保護者の年間の全収入が生活保護世帯の基準額の1.5倍以下

※その他にも、**通学費等奨学金**、**修学旅行費等奨学金**があります。

〈大学・短期大学〉

大学奨学金

【対象者】

- ①保護者等が県内に住所を有する者
- ②優秀な資質を有しているが、経済的な理由により修学困難な者

学力基準	家計基準
高等学校における評定平均値が5段階評価で 3.0以上	保護者の所得金額が当奨学会の定める基準額以下であること

貸与金額については、28ページを参照してください。

お問い合わせ先

公益財団法人 大分県奨学会
097-506-5620

〔奨学金・授業料等減免制度の検索システム〕

国内の大学、短期大学、地方公共団体等が行う奨学金や授業料減免制度等について検索することができます。詳しくはJASSOのホームページをご覧ください。(https://www.jasso.go.jp/)





放課後児童クラブとは

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に通う児童を対象に、放課後等に小学校の余裕教室や児童館等を利用して、適切な遊び場と生活の場を提供し、その健全な育成を図るものです。

〈放課後児童クラブ保護者負担金減免事業について〉

県では、クラブの利用が経済的に困難な世帯に対して、利用料の減免を実施しています。

対象は生活保護受給世帯、児童扶養手当受給世帯、就学援助受給世帯、市町村民税非課税世帯です。

放課後児童クラブの利用（問い合わせ・申し込み）、保護者負担金減免の申請については、お住まいの市町村子育て支援担当課までお問い合わせください。

子ども食堂について

大分県内には、「子どもの居場所」として、食事の提供や学習支援、体験活動、交流活動に取り組む子ども食堂があります。令和5年1月末現在、県内では106カ所の子ども食堂が運営されています。県内の子ども食堂については下記よりご確認ください。



おおいた子ども食堂ネットワークHP



一時預かり

一時預かりとは、保育所などにおいて、通常の保育利用者以外に、保護者の急病や緊急な用事、リフレッシュの時などのために、乳幼児を一時的に預かるサービスです。

実施している保育など詳しくは、お住まいの市町村担当課へお問い合わせください。

短期入所生活援助（ショートステイ）事業

ショートステイ事業とは、保護者の方が疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上または環境上の理由により、家庭において子どもの養育が困難となった場合などに、児童養護施設や里親家庭などで養育・保護をすることです。

令和5年3月現在、姫島村を除くすべての市町で実施しています。

詳しくは、お住まいの市町の担当課へお問い合わせください。



資料編



奨学金貸与(給付)額

給付奨学金

区分	大学・短期大学・専門学校				高等専門学校			
	国公立		私立		国公立		私立	
	自宅	自宅外	自宅	自宅外	自宅	自宅外	自宅	自宅外
第Ⅰ区分	29,200円	66,700円	38,300円	75,800円	17,500円	34,200円	26,700円	43,300円
第Ⅱ区分	19,500円	44,500円	25,600円	50,600円	11,700円	22,800円	17,800円	28,900円
第Ⅲ区分	9,800円	22,300円	12,800円	25,300円	5,900円	11,400円	8,900円	14,500円

※生活保護世帯で自宅から通学する人及び児童養護施設から通学する人は、上の表と異なる月額となります。
 ※給付奨学金と併せて第一種奨学金を利用する場合は、第一種奨学金の貸与月額が調整されます。

貸与奨学金

第一種奨学金(無利息)

	大学				短期大学・高等専門学校(4・5年生)・専修学校(専門課程)			
	国公立		私立		国公立		私立	
	自宅	自宅外	自宅	自宅外	自宅	自宅外	自宅	自宅外
最高月額	45,000円	51,000円	54,000円	64,000円	45,000円	51,000円	53,000円	60,000円
その他の月額				50,000円				50,000円
		40,000円	40,000円	40,000円		40,000円	40,000円	40,000円
	30,000円	30,000円	30,000円	30,000円	30,000円	30,000円	30,000円	30,000円
	20,000円	20,000円	20,000円	20,000円	20,000円	20,000円	20,000円	20,000円

※家計収入(年額)が一定額以上の場合は、各区分のその他の月額から選択します。
 ※2020年度以降に奨学生となる方から給付奨学金と併せて利用する場合は、上の表の月額が調整されます。

第二種奨学金(利息付)

2万円~12万円(1万円単位)

※私立大学 医・歯学課程12万円を選択した場合、4万円の増額可
 ※私立大学 薬・獣医学課程12万円を選択した場合、2万円の増額可

大分県奨学会の高校・大学の毎月の貸与額

貸与額

区 分				貸与月額	標準貸与総額
高校奨学金	高等学校等 奨学金	国公立	自 宅	18,000円	648,000円
				14,000円	504,000円
				9,000円	324,000円
			自宅外	23,000円	828,000円
				18,000円	648,000円
				12,000円	432,000円
		私 立	自 宅	30,000円	1,080,000円
				23,000円	828,000円
			自宅外	15,000円	540,000円
				35,000円	1,260,000円
	入学支度金	国公立	1回のみ の 貸与額	50,000円	50,000円
		私 立		100,000円	100,000円
	修学旅行費	国 内	1回のみ の 貸与額	160,000円	160,000円
				80,000円	80,000円
		海 外		220,000円	220,000円
				110,000円	110,000円
通学費	割引運賃が7,000円以上		3,000円	108,000円	
	割引運賃が10,000円以上		5,000円	180,000円	
	割引運賃が20,000円以上		10,000円	360,000円	
	割引運賃が30,000円以上		15,000円	540,000円	
大学奨学金	大学	国公立 大学・短大	自 宅	39,000円	1,872,000円
			自宅以外	43,000円	2,064,000円
		私 立	自 宅 (短大)	46,000円	2,208,000円
			自宅外 (短大)	54,000円	2,592,000円
	伊藤隼・ マサ代・孝子 奨学金	国公立	自 宅	50,000円	2,400,000円
			自宅外	56,000円	2,688,000円
		私 立	自 宅	59,000円	2,832,000円
			自宅外	69,000円	3,312,000円

問い合わせ先



◎各市町村お問い合わせ窓口一覧表

自治体名	担当課名	電話番号	内 容
大 分 市	子育て支援課	097-537-5793	児童扶養手当
		097-537-5796	子ども医療費 ひとり親家庭医療費
		097-537-5721	母子・父子・寡婦福祉資金貸付金
		097-537-5688	短期入所生活援助(ショートステイ)事業
	子ども入園課	097-585-5437	一時預かり
	障害福祉課	097-537-5786	特別児童扶養手当
別 府 市	子育て支援課	0977-21-1427	児童扶養手当
			特別児童扶養手当
			子ども医療費
			ひとり親家庭医療費
		0977-21-1701	母子・父子・寡婦福祉資金貸付金
こども家庭課	0977-21-1239	短期入所生活援助(ショートステイ)事業	
中 津 市	子育て支援課	0979-22-1141	児童扶養手当 ひとり親家庭医療費
		0979-22-1103 0979-22-1141	母子・父子・寡婦福祉資金貸付金
		0979-22-1103	短期入所生活援助(ショートステイ)事業
	福祉支援課	0979-62-9802	特別児童扶養手当
	地域医療対策課	0979-22-1170	子ども医療費
	子育て支援課保育施設運営室	0979-22-1129	一時預かり
日 田 市	こども家庭相談室	0973-22-8292	児童扶養手当 母子・父子・寡婦福祉資金貸付金 子ども医療費 ひとり親家庭医療費
		0973-22-8230	短期入所生活援助(ショートステイ)事業
	こども未来課	0973-22-8317	一時預かり
	社会福祉課	0973-22-8290	特別児童扶養手当
佐 伯 市	こども福祉課	0972-22-3180	児童扶養手当 子ども医療費 ひとり親家庭医療費
		0972-22-3976	母子・父子・寡婦福祉資金貸付金 短期入所生活援助(ショートステイ)事業
		0972-22-3972	一時預かり
	障がい福祉課	0972-22-4514	特別児童扶養手当
臼 杵 市	子ども子育て課	0972-86-2716	児童扶養手当
			ひとり親家庭医療費
			母子・父子・寡婦福祉資金貸付金
			0972-86-2258
福祉課	0972-86-2710	特別児童扶養手当	

自治体名	担当課名	電話番号	内 容
津久見市	社会福祉課	0972-82-9519	児童扶養手当
			特別児童扶養手当
			ひとり親家庭医療費
			母子・父子・寡婦福祉資金貸付金
			一時預かり
	短期入所生活援助(ショートステイ)事業		
	健康推進課	0972-82-9523	子ども医療費
竹田市	子育て世代包括支援センター	0974-63-4823	児童扶養手当
			特別児童扶養手当
			子ども医療費
			ひとり親家庭医療費
			母子・父子・寡婦福祉資金貸付金
			一時預かり
短期入所生活援助(ショートステイ)事業			
豊後高田市	子育て支援課	0978-23-1840	児童扶養手当
			子ども医療費
			ひとり親家庭医療費
			母子・父子・寡婦福祉資金貸付金
	一時預かり		
	社会福祉課	0978-25-6178	短期入所生活援助(ショートステイ)事業
杵築市	子育て支援室	0977-75-2408	特別児童扶養手当
			児童扶養手当
			特別児童扶養手当
		0978-64-2525	子ども医療費
			ひとり親家庭医療費
			母子・父子・寡婦福祉資金貸付金
			一時預かり
			短期入所生活援助(ショートステイ)事業
宇佐市	子育て支援課	0978-27-8143	児童扶養手当
			ひとり親家庭医療費
			母子・父子・寡婦福祉資金貸付金
			短期入所生活援助(ショートステイ)事業
			0978-27-8144
		0978-27-8145	子ども医療費
	福祉課	0978-27-8141	特別児童扶養手当
豊後大野市	子育て支援課 家庭支援係	0974-22-1021	児童扶養手当
			特別児童扶養手当
			ひとり親家庭医療費
			母子・父子・寡婦福祉資金貸付金
	子育て支援課 こども支援係	0974-22-1001	子ども医療費
			一時預かり

自治体名	担当課名	電話番号	内 容			
由 布 市	子育て支援課	097-582-1262	児童扶養手当			
			特別児童扶養手当			
			子ども医療費			
			ひとり親家庭医療費			
			母子・父子・寡婦福祉資金貸付金			
			一時預かり 短期入所生活援助(ショートステイ)事業			
国 東 市	福祉課	0978-72-5164	児童扶養手当			
			特別児童扶養手当			
			ひとり親家庭医療費			
			母子・父子・寡婦福祉資金貸付金			
			一時預かり 短期入所生活援助(ショートステイ)事業			
	医療保健課	0978-73-2450	子ども医療費			
姫 島 村	住民福祉課	0978-87-2278	児童扶養手当			
			特別児童扶養手当			
			ひとり親家庭医療費			
			一時預かり 短期入所生活援助(ショートステイ)事業			
	健康推進課	0978-87-2177	子ども医療費			
日 出 町	子育て支援課	0977-73-3177	児童扶養手当			
			特別児童扶養手当			
			子ども医療費			
			ひとり親家庭医療費			
			一時預かり 短期入所生活援助(ショートステイ)事業			
				子育て支援課	0973-76-3828	児童扶養手当
特別児童扶養手当						
ひとり親家庭医療費						
一時預かり 短期入所生活援助(ショートステイ)事業						
	住民課	0973-76-3802	子ども医療費			
			児童扶養手当			
玖 珠 町	子育て健康支援課	0973-72-2022	子ども医療費			
			ひとり親家庭医療費			
			一時預かり 短期入所生活援助(ショートステイ)事業			
				福祉保険課	0973-72-1115	特別児童扶養手当
姫 島 村・ 日 出 町	東部保健所地域福祉室 (日出福祉事務所)	0977-72-2327	母子・父子・寡婦福祉資金貸付金			
九 重 町・ 玖 珠 町	西部保健所地域福祉室 (玖珠福祉事務所)	0973-72-9522	母子・父子・寡婦福祉資金貸付金			



大分県子ども・家庭支援課

〒870-8501

大分市大手町3丁目1番1号県庁舎別館4階

TEL: 097-506-2703

令和5年3月作成

